

事務連絡

令和2年5月28日

小規模事業者持続化補助金

採択事業者 各位

富山県商工会連合会

**小規模事業者持続化補助金
補助事業の進め方、様式集等について**

1. 事業実施期間について

2020年5月22日（金）～2021年1月31日（日）まで

2. 事業の実施について

「補助事業の手引き」ならびに「交付規程」をよくご確認の上、適正な取り組みをお願いします。

3. 採択者向け説明動画の公開について

採択された補助事業を適正に遂行頂くことを目的として、補助金を利用する際の留意点をまとめた動画を昨年度から公開しています。事業実施前に補助事業の手引きとあわせてご確認下さい。

※昨年度の補助事業の手引きをもとに作成していますので、ページ等変更の可能性があります。

4. 交付規程様式集について

事業の実施状況により作成・提出してください。様式8、9は全事業実施者が必ず提出が必要な書類です。単価50万円（税抜）以上の機械装置の購入や店舗の改装を行った場合は様式11-2を提出してください。その他様式は必要に応じて適宜使用してください。

5. 経費支出に関する参考様式集について

経費支出時に必要な書類の参考様式です。必要に応じてご利用下さい。

【提出書類例】

チラシの作成・配布を行った場合：配布・送付先リストの提出が必要

事業所名の変更や組織変更があった場合：登録事項変更届の提出が必要

※必要な書類は、支出経費によって異なりますので補助事業の手引きでご確認下さい。

各書類のダウンロード等 リンク先

1. 下記書類は富山県商工会連合会 HP にて公開しております。

<https://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/R2jizokuka2.page>

・[補助事業の手引き](#)

・[交付規程](#)

・[交付規程様式集 \(word 文書\)](#) ※様式 1 ~ 14 一式になっていますので、不要部分は削除下さい

・[経費支出に関する参考様式](#)※ZIP ファイル形式ですので、ダウンロード後、解凍してください。

2. 説明動画のリンク先

富山県商工会連合会 チャンネル

登録はこちらから



補助対象経費の留意点（特に多い内容）

1. 広報物（看板等）の制作について

昨年度の実績報告時に、制作された広報物（特に看板）が補助対象経費として認められないことがありました。

広報物を作成される際には、以下にご留意ください。

- ・申請事業者の屋号を使用する

※申請事業者以外の屋号は認められません

- ・会社名・商品・サービスの名称のみで作成しない

※売上増加につながると言い難いため、対象経費として認められません。

制作前に、必ず商工会に確認下さい。

2. 支払いについて

支払いは銀行振込を厳守してください。 10 万円以上の支出について、現金で支払った場合には再度銀行振込しなおして頂くことがあります。補助事業期間外の場合は補助対象経費として認められず、全額自己負担になる場合もありますので、ご留意ください。